

保護者の方へ

学校で流行する可能性の高い学校感染症にかかっている場合、学校保健安全法第19条の規定により、登校できません。この間のお休みは「出席停止」扱いになります。

学校感染症と出席停止期間		
	病名	期間（医師の判断が必要）
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原性がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ（病原体の結成亜型がH5N1およびH7N9であるものをいう）	治癒するまで。
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児は3日）を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで。
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退後2日を経過するまで。
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがなくなるまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、 ※その他の感染症 溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎 など	感染のおそれがなくなるまで。 ※その他の感染症は、通常は出席停止になりません。ただし校園内で重大な流行のおそれがある場合、学校園長と学校医の判断で、出席停止の措置をとることがあります。

上記の感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症を除く）にかかった場合は、病院で「治癒証明書」を記入してもらって、登校時に持参してください。インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、それぞれの経過報告書に保護者の方が記入して登校(園)の際に学校へ提出してください。これらの様式は学校園のHPの「保護者のページ」にありますので、ダウンロードしてご利用ください。または、学校の職員室や保健室にもありますので取りにおいてください。治癒証明書についてはかかりつけの病院の様式でも構いません。よろしくお願ひいたします。